

令和3年7月15日

P T A 会 員 各 位

ふじみ野市立福岡中学校 P T A
会 長 林 徹

「令和3年度 第1回 臨時総会」開催のお知らせ

盛夏の候、皆様におかれましては、益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より P T A 活動にご理解とご協力を頂き、深く感謝致します。

さて、福岡中学校の「令和3年度 第1回 臨時総会」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記のとおり特例措置として、中学校ホームページへの資料掲載により開催しますので、よろしくお願い致します。

【臨時総会特例措置】

1. 審議方法

☆ 中学校ホームページに臨時総会資料（審議事項：規約改正）を掲載のうえ、審議期間中に P T A 会員の3分の1以上の異議がなければ、賛成可決と致します。

2. 審議期間

☆ 「令和3年7月15日（木）から、令和3年7月30日（金）まで」を審議期間と致します。

3. 質疑・異議の受け付け

☆ 審議事項に質疑・異議がございましたら、審議期間中に、P T A 本部宛てメール（fukuokachu.pta@gmail.com）によりご連絡ください。

—— メール連絡に当りましては、生徒名（学年・クラス）、保護者名および連絡先を本文に明記してください。

—— 頂いた質疑・異議に関しましては、後日回答と致します。なお、「項番4.」と併せて、質問者のお名前を伏せた形で回答させて頂く可能性がありますので、ご承知置きください。

4. 審議結果のご報告

☆ 第1回臨時総会の審議結果は、令和3年8月中（予定）に中学校ホームページへ掲載することにより、P T A 会員各位へご報告致します。

以 上

「ふじみ野市立福岡中学校PTA規約」の 改正について（案）

「ふじみ野市福岡中学校PTA規約」（以下「規約」という。）について、以下のとおり改正することをお伺い致します。

- 本改正は、規約の規定に基づき、「令和3年度 第1回 運営委員会」（令和3年7月9日<金>開催）の承認を経て、臨時総会の審議事項とするものです。
- スリムで底力のあるPTAの中長期的な整備を図る観点から、本年度は各種委員会の見直し（活動内容および組織体制）を検討対象としています。この検討結果を踏まえた規約改正は、本年度後半の予定です。

【改正理由】

- 効率性と実効性を意識したスリムで底力のある持続可能なPTA組織体系を整備することが適当と考えられること。
 - 上記判断の背景は、新型コロナウイルス感染症が終息しないほか、足許、生徒の家庭環境、保護者のワークライフスタイル、変化の早い社会情勢など、学校を取り巻く環境の多様性が増したこと。
- 規約整備を図ること。

【改正箇所】

- 規約の横線履歴のとおり（改正事由はコメント欄参照）。

ふじみ野市立福岡中学校 P T A規約



ふじみ野市立福岡中学校 P T A

(令和3年4月8日現在)

<目次>

コメントの追加 [H1]: 規約整備（利便性の観点から目次新設）。

■ PTA組織図 各委員会活動

■ ふじみ野市立福岡中学校PTA規約

■ PTA規約細則

■ PTA慶弔規程

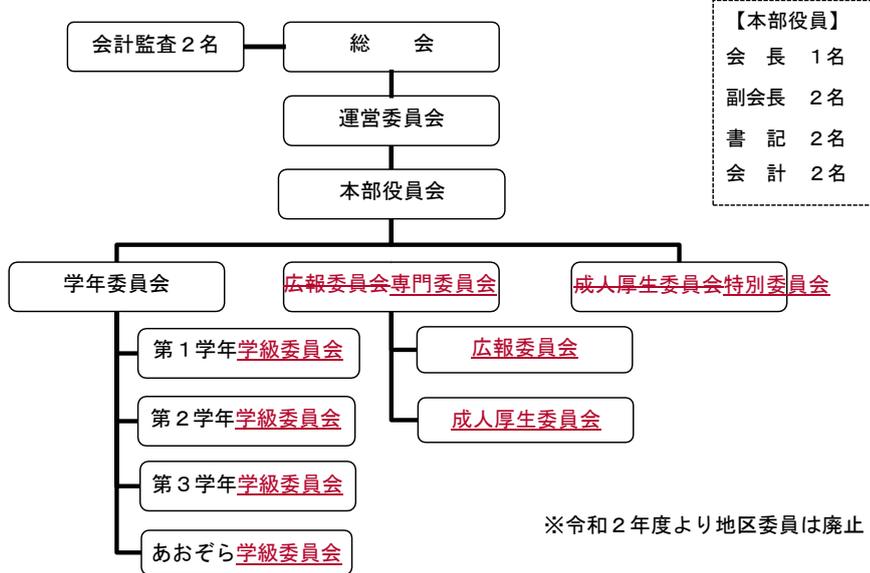
■ PTA旅費規程

■ 部活動等PTA祝金に関する規程

■ PTA周年行事等積立金運用規程

■ PTAアドバイザーに関する規程

PTA組織図



コメントの追加 [H1]: 規約整備。

各委員会活動

委員会	活動内容	選出人数	代表
学年委員会	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会の出席・定期総会出席 PTA会費集金、集計作業・次年度の役員決め進行 学校行事への協力、本部から要請のお手伝い 担任の先生、保護者等との連絡調整役 次年度本部役員および会計監査の推薦活動 (取り纏めは2年) 卒業時、先生への花束準備 (3年) 次年度の役員決め進行 運営委員会、定期総会出席 	各クラス 2名 (あおぞらは 全体で2名)	各学級 委員会で 2名
専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> 広報委員会の開催、出席 広報誌発行 (年1~2回) に関する活動 運営委員会、定期総会出席 (代表のみ) 	各クラス 1名 (あおぞらは 除く)	全体で 2名
	<ul style="list-style-type: none"> 成人厚生委員会の開催、出席 家庭教育学級の企画、運営、参加 運営委員会、定期総会出席 (代表のみ) 	各クラス 1名 (あおぞらは 除く)	全体で 2名
特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて設置 		

コメントの追加 [H2]: 規約整備。

※ 各委員会において、代表2名を選出します。

※ 各委員会の代表2名学級委員、広報委員代表および成人厚生委員代表は、運営委員会 (年5~63回程度) に出席します。(欠席の場合は代理をたてます)

コメントの追加 [h3]: 効率性と実効性を意識した改正。

ふじみ野市立福岡中学校PTA規約

第1章 名称および事務所等

第1条 この会は埼玉県ふじみ野市立福岡中学校PTAと称し、事務所は福岡中学校内に置く。

第1条の2 この会の所在地を次のとおりとする。

埼玉県ふじみ野市上野台3-3-1

第1条の3 この会はこの規約(以下「規約」という。)のほか、関連諸規程の規定に基づき運営する。

コメントの追加 [H1]: 規約整備 (PTAの人格なき社団としての証明要件を明記)。

コメントの追加 [H2]: 規約整備。

第2章 目的と活動

第2条 この会は保護者と教職員が主体となり、教育環境の維持向上と生徒の健全な成長を図ると共に、会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 教育に関する研究調査並びに及び運営計画。
2. 学校教育施設の充実。
3. 家庭及び社会教育の水準を高めるための各種行事。
4. 学校PTAの育成指導。
5. その他必要な事業。

コメントの追加 [H3]: 規約整備。

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
3. この会又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の権限に属する人事及び管理運営等に干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会は入会届を提出した本校生徒の保護者(以下、Pという。)と及び教職員(以下、Tという。)をもって会員とする。

第5条の2 会員は退会届の提出をもって、この会を退会することができる。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。但し、会員の事情により、第12条に定める本部が会費の減免を認めることができる。

コメントの追加 [H4]: 規約整備 (本校生徒の保護者の入会の自由を明記)。

コメントの追加 [H5]: 規約整備 (会員の退会の自由を明記)。

コメントの追加 [H6]: 規約整備。

第7条 会員はこの規約の定めるところにより全て平等の義務と権利を有する。

第5章 経理

第8条 この会の経理は下記のとおりとする。

1. 会費は会員一人につき月額200円とし、会員が納入毎年度初に指定した集金日に、年額一括払いするものと納入する。
2. 転入者は転入日より、転出者は転出月までの会費を納入する(端数日数は1か月とみなす)。但し、転出者の既納付分のうち、転出月の翌月以降の会費については転出者の申し出により返却する。
23. 寄付金及びその他の収入。

コメントの追加 [H7]: 規約整備 (会費の取扱いを明確化)。

第9条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会の役員は次に次のとおり役員を置き、本部とする。

- ・ 会長 1名
- ・ 副会長 3名 (P側2名 T側1名)
- ・ 書記 3名 (P側2名 T側1名)
- ・ 会計 2名
- ・ 会計監査 2名

但し、必要ある場合は運営委員会の承認を得て、人数を増減できる。

コメントの追加 [H8]: 規約整備 (本部を明記)。

第13条 役員は次の方法で選出し、総会の承認を得るものとする。

1. 保護者側次年度役員は推薦学年委員会で推薦する。
2. 学校側役員は学校長に一任する。
3. 役員を希望するものは希望役職名を付して推薦学年委員会に申し入れることができる。
4. 役員に欠員が生じた場合には運営委員会において選出する。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

コメントの追加 [H9]: 規約整備。

第14条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 当年定期総会より翌年定期総会までの1年間とする。但し、当年4月1日より定期総会までは、引き継ぎ期間とし、前年度役員と共同で職務を行う。
2. 前項の規定にかかわらず、第2回定期総会が開催されないか、開催されたとしても全役員の承認がされない場合、前年度役員が当該年度の職務を行う。但し、第21条に規定する第1回定期総会が行われた以降は、第13条第4項の規定を準用するものとする。

コメントの追加 [H10]: 規約整備。

第15条 役員の仕事は次のとおりとし、円滑な組織運営に努めるものとする。

1. 会長は本会を代表し会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は会議を記録し、文書の保管及び庶務に当たる。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

コメントの追加 [H11]: 規約整備。

第16条 次年度役員は、第2回定期総会より3月31日迄の期間、次の職務を行う。

1. 活動計画案、予算案を新旧役員協議のうえ計画する。
2. 運営委員会、本部会に出席する事ができる。但し、意見を述べることはできない。

第7章 学級PTA

第17条 学級PTAは学級担当教職員と保護者(P)をもって組織する。

コメントの追加 [H12]: 規約整備。

第18条 学級PTAの運営及び会費の集金は学級委員2名が行う。

第8章 総会

第19条 総会はこの会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第20条 総会は定期総会と臨時総会とする。

第20条の2 総会の開催方法は、参集開催またはウェブ開催を原則とする。

コメントの追加 [H13]: 効率性と実効性を意識した改正。

第21条 定期総会は第1回定期総会と第2回定期総会の年2回の開催とする。

但し、審議事項を一括決定すると判断された場合、運営委員会の承認を得て、本部は年1回の開催とすることができる。

コメントの追加 [H14]: 効率性と実効性を意識した改正。

1. 第1回定期総会は次の事項を審議決定する。

①活動報告 ②決算・会計監査報告 ③会計監査報告活動方針案 ④活動計画案 ⑤予算案

2. 第2回定期総会は次の事項を審議決定する。

①次年度役員の選出並びに及び承認

3. 規約改正、その他総会審議が必要な事項については、どちらの総会でも審議できるものとする。

コメントの追加 [H15]: 規約整備(実態に即した改正)。

第22条 総会は、会員の2分の1以上の出席者をもって成立する。但し、(委任状も含む)ものとする。但し、ウェブ開催の場合はこの限りでない。

コメントの追加 [H16]: 効率性と実効性を意識した改正。

第23条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、又は会員の10分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

第23条の2 総会は会員の3分の1以上の異議がなければ議決する。

コメントの追加 [H17]: 規約整備。

第9章 運営委員会

第24条 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、各専門委員代表2名、各学級委員及び教職員若干名をもって構成する。

第25条 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

第10章 専門委員会

第26条 第3条の事業を行うため次の専門委員会を置く。

1. 成人厚生委員会、広報委員会。
各委員会の職務、委員の選出・任期はPTA規約細則で定める。
2. 各専門委員代表2名は各専門委員の互選により選出する。
各専門委員会には書記、会計を置くことができる。

コメントの追加 [H18]: 規約整備。

第11章 会議

第27条 総会以外すべての会議は構成員の過半数2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成により異議がなければ議決する。

コメントの追加 [H19]: 規約整備。

第28条 学校長は学校代表として、すべての会議に出席して意見をのべることができる。

コメントの追加 [H20]: 規約整備。

第12章 特別委員会

第29条 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。特別委員会の発足は総会又は運営委員会の承認を得るものとする。委員の選出・任期については、PTA規約細則によるものとする。

コメントの追加 [H21]: 規約整備。

第13章 規約の改正

第30条 この規約の改正は、運営委員会の承認を得た上で、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば改正の審議事項とすることができる。改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせておくなければならない。

コメントの追加 [H22]: 規約整備。

第14章 附則

第31条 会長は運営委員会に函諮り、会務を処理するために必要な規程・細則等を定めることができる。規程・細則等に制定改廃のある場合には次期総会に報告するものとする。

コメントの追加 [H23]: 規約整備。

第32条 この規約は昭和47年4月1日より施行する。

この規約は昭和57年3月26日改正。

この規約は昭和62年4月改正。

この規約は平成3年4月21日改正。

この規約は平成5年4月24日改正。

この規約は平成7年4月21日改正。

この規約は平成9年4月18日改正。

この規約は平成11年4月26日改正。

この規約は平成12年1月29日改正。

この規約は平成14年3月2日改正。平成14年4月1日より施行する。

この規約は平成15年2月20日改正。

この規約は平成17年3月10日改正。

この規約は平成25年3月6日改正。

この規約は令和2年3月2日改正。

この規約は令和3年8月●日改正、施行する。

PTA規約細則

コメントの追加 [H24]: 規約整備(以下同じ)。

学年委員会・専門委員会・特別委員会の委員の職務、選出方法、任期等について、この細則のほか、PTA組織図及び各委員会活動で定めるものとする。

第1条 学年委員会

- 学年委員会は次により構成する。
各学級(P2名)、各学年(T若干名)
- 各学年委員会は次の業務を行う。
 - 学級PTA及び学年委員会に関すること。
 - 会費の徴収に関すること。
 - 必要な会議、会合の計画に関すること。
 - 施設、備品の維持充実に関すること。
 - 学校行事への協力に関すること。
 - 次年度本部役員および会計監査の推薦活動(とりまとめ取り纏めは2年)
 - 卒業時、先生への花束準備(3年)

第2条 専門委員会

- 専門委員会は次により構成する。
各学級(P2名 但し、第1条1項と異なる者)。 各専門委員会(T若干名)
- 専門委員会は、原則として次の活動を行う。
 - 成人厚生委員会
 - 会員の教養を高めるための研究調査、並びに及び行事に関すること。
 - 給食及び校内環境整備に関すること。
 - 学校保健委員会に関すること。
 - 広報委員会
 - 広報紙誌の編集発行に関すること。

第3条 特別委員会

- 代表2名は各委員の互選により選出する。各特別委員会には、書記・会計を置くことができる。委員会の招集は代表名でおこなう。

第4条 各委員の任期はふじみ野市立福岡中学校PTA規約第14条の役員の任期と同様とする。

第5条 本部役員の役員免除特例

平成27年度以降(平成27年度も含む)に本部役員を引き受けた会員は、今後入学する子も含めPTA組織図に基づくすべての役を免除する。但し、本人が希望する場合はこの限りでない。

第6条 運営委員会出席者の役員特典

運営委員会出席者は、任期中に限り、学校行事(合唱祭、卒業式および入学式等)に優先席で参加することができる。

附 則

この細則は平成14年4月1日から施行する。
この細則は平成14年12月3日改正、平成15年2月20日から施行する。
この細則は平成17年4月3日改正、施行する。
この細則は平成25年3月6日改正、平成25年4月1日から施行する。
この細則は平成28年4月26日改正、施行する。
この細則は令和2年3月2日改正、施行する。
この細則は令和3年8月●日改正、施行する。

ふじみ野市立福岡中学校PTA慶弔規定程

コメントの追加 [H25]: 規約整備 (以下同じ)。

第1条 この会の慶弔については、この規定程による。

- | | | |
|--------|----------------|--------|
| 1. 結婚祝 | 教職員 | 3,000円 |
| 2. 出産祝 | 教職員 | 3,000円 |
| 3. 死亡 | 会員 (生徒の父母・教職員) | 5,000円 |
| | 生徒 | 5,000円 |
| | (教職員父母は同居者のみ) | 3,000円 |

葬儀には、原則として会長・副会長と学級代表委員が同行し学級毎に香料はおく贈らない。

- | | | | |
|-------|------|---|--------|
| 4. 見舞 | 羅災見舞 | 全焼・半焼壊 | 5,000円 |
| | 病氣見舞 | 教職員、生徒の事故・病氣により1ヶ月以上入院の場合
(担任学級担当教職員の届け出による) | 3,000円 |

第2条 市内各校の学校行事及びPTA行事の祝い金は、ふじみ野市PTA連合会の申し合わせによるものとする。

第3条 転任教職学級、編成替え、卒業学年の教職員に対する餞別、謝礼、記念品は学級ごとに贈らない。

第4条 その他前条に該当なく慶弔の必要のある場合は、本部役員に申込み諮り、決定するものとする。

附則 昭和53年4月15日改正。

この規定程は昭和57年3月26日より施行する。

この規定程は昭和62年4月改正。

この規定程は平成12年3月改正。

この規定程は平成14年4月1日から施行する。

この規定程は平成25年4月1日改正。

この規定程は平成28年4月26日改正。

この規程は令和3年8月●日改正、施行する。

ふじみ野市立福岡中学校PTA旅費規定程

コメントの追加 [H26]: 規約整備 (以下同じ)。

第1条 福岡中学校PTA役員並びに及び会員の出張に関しては次の規定による。

1. 鉄道運賃(バスも含む) 実費
2. 日当 1日につき市内、市外1,000円。
半日の場合は500円。
3. 宿泊料 1泊につき実費。
4. 出張に際しては、事前に会長の命を受ける。
5. 簡易な出張に際しては、日当を支給しないことがある。
6. 前項に関係なく出張の必要がある場合は、運営委員会に申込み諮り支給することができる。

附則 昭和53年4月15日改正。

この規定程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は令和3年8月●日改正、施行する。

福岡中学校部活動等PTA祝金に関する規定程

コメントの追加 [H27]: 規約整備(以下同じ)。

第1条 福岡中学校PTAは、福岡中学校在学生の部活動を奨励する目的で、県大会、関東大会及び全国大会に出場する部活動等に対し、次のとおり祝金を交付する。

第2条 祝金の交付は、埼玉県教育委員会の主催又は共催、後援のある県大会、関東大会、全国大会へ部活動等が出場する場合とする。

第3条 祝金の額は個人、団体問わず部活動等に一律次のとおりとする。

- (1) 県大会 3千円
- (2) 関東大会 5千円
- (3) 全国大会 1万円

第4条 この規定程は平成24年4月1日以降の大会について適用する。

附 則 この規定程は平成24年4月1日より施行する。

この規定程は平成29年3月7日改正。

この規程は令和3年8月●日改正、施行する。

PTA周年行事等積立金運用規定程

コメントの追加 [H28]: 規約整備。

第1条 この規定程は、ふじみ野市立福岡中学校PTAの周年行事等積立金の積み立て及び使途を明確にする為のものである。

第2条 この積立金の目的は、周年行事や災害および感染症等でPTAの通常活動の範囲を超えて活動が必要となった場合の、活動資金に充当するためのものとする。

第3条 積み立て金は、当年度の会計が終了するまでに、PTAバザー等の活動収入が予算を上回るか、一般会計の支出が予算を下回る等で剰余金が発生すると思われる場合に、運営委員会の承認にもとづき翌年度繰越金の内訳項目として整理する。また、翌年度予算においては、PTA本部準備金の内訳項目として実施され計上する。

第4条 この資金の使用に際しては、第2条の積み立て目的に合致するかの確認を行った上、総会または運営委員会の承認を得るものとする。

第5条 当面の積立金上限額は、520万円とする。使途目的や積み立て方法・目標金額等の変更については、この規定の改訂案を受けて検討するものとする。

第6条 この規定程の改訂正は、規約第31条によるものとする。

附 則 この規定程は平成15年7月9日より施行する。

この規程は令和3年8月●日改正、施行する。

コメントの追加 [H29]: 規約整備。

コメントの追加 [H30]: 規約整備(新型コロナウイルス等の感染症拡大時においても、抛出可能である旨を明瞭化)。

コメントの追加 [H31]: 規約整備(不明瞭であった会計処理方法の明確化等)。

コメントの追加 [H32]: 規約整備。

コメントの追加 [H33]: 規約整備(足許の実態に照らし、適正水準に見直し)。

PTAアドバイザーに関する規程

第1条 埼玉県ふじみ野市立福岡中学校PTAに、規約第12条に規定する役員のほか、ノウハウの継承及び事務繁忙時のサポートを通じたPTA運営の円滑化を図る観点から、アドバイザーを置くことができる。

第2条 アドバイザーは、運営委員会及び本部会に出席し、会務執行に関して会長その他役員の求めに応じ、必要な助言を行うことができる。

第3条 アドバイザーは、令和元年度以降の会計年度の会長の職にあったもので、PTA本部役員及び学校側の要請により、本人が承諾し、総会の議決を経た場合に限り委嘱することができる。

第4条 アドバイザーは、規約第5条及び第6条の規定を適用しない。

附 則 この規程は令和3年8月●日より施行する。

この規程は令和5年3月31日(注)をもって廃止する。【予定】

(注)本校は、令和4年度「ふじみ野市PTA連合会」の会長校。

コメントの追加 [H34]: 効率性と実効性を意識した規程制定(PTA本部役員の交代引継時における運営方法の継承のほか、令和4年度のふじみ野市PTA連合会の会長校としての業務遂行時に、各種サポートが必要となることを想定した体制整備)。

コメントの追加 [H35]: 効率性と実効性を意識した対応(令和4年度のふじみ野市PTA連合会の会長校担当終了に伴い廃止)。